

目黒区立スポーツ施設指定管理者運営評価委員会要綱

平成 23 年 4 月 1 日付け目区ス第 801 号決定
平成 30 年 3 月 5 日付け目区ス第 3775 号改正
平成 30 年 4 月 25 日付け目区ス第 451 号改正
令和 5 年 3 月 15 日付け目区ス第 3147 号改正
令和 6 年 3 月 29 日付け目区ス第 20317 号改正
令和 7 年 4 月 1 日付け目区ス第 11 号改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、目黒区付属機関の設置に関する条例（令和 6 年 3 月目黒区条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、目黒区立スポーツ施設指定管理者運営評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 評価基準及び評価方法に関すること。
- (2) 管理運営業務の評価の実施に関すること。
- (3) 管理運営状況の調査に関すること。
- (4) 管理運営業務に係る指導・助言事項の整理に関すること。
- (5) 次年度の事業計画に係る評価に関すること。
- (6) 評価結果の区長への報告に関すること。
- (7) その他、指定管理者制度の運用に関し委員会が必要と認めること。

(構成委員)

第 3 条 委員会は次に掲げる者につき区長が委嘱する委員をもって構成する。ただし、指定管理者との関係において利害関係を有する組織の代表及び役員又はこれに準ずる者（相談役、顧問その他名称の如何を問わず、経営上の支配力を有する者を含む。）は、委員になることができない。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 学識経験者 | 2 人 |
| (2) 区民 | 2 人 |

2 前項第 2 号の委員は、住区住民会議連絡協議会会長が推薦する者とする。

3 委員会には、外部有識者として以下のアドバイザーを置く。

公認会計士・税理士（経営状況に関する検証を行う。） 1 人

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会には委員長及び副委員長を各 1 名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員及びアドバイザーの任期)

第 5 条 委員及びアドバイザーの任期は、区長が指定した日から当該指定管理者の指定期間が終了する日までとする。

2 辞職などにより委員及びアドバイザーに欠員が生じたときは、区長は速やかに新たな委員及びアドバイザーを委嘱しなければならない。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(指定管理者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、目黒区立スポーツ施設の指定管理者の出席を求める、管理運営状況に関する説明又は意見を聞くことができる。

(関係人の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し知識又は経験のある者その他関係人の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の非公開)

第9条 委員会の会議は非公開とする。ただし、委員会が必要と認めたときは会議の一部又は全部を公開とすることができます。

(評価結果の公表)

第10条 委員会における評価の経過及び結果は、区長が報告を受けた後、公表する。ただし、委員会が、必要であると判断したときは、公表する事項、時期などを決定し公表することができる。

(守秘義務)

第11条 委員及びアドバイザーは、評価の過程を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

(事務局)

第12条 委員会の事務を処理するため、事務局を文化・スポーツ部スポーツ振興課に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、廃止前の目黒区立体育施設運営評価委員会設置要綱（平成21年2月25日制定）第3条の規定により目黒区教育長が委嘱している委員は、第3条の規定により区長が委嘱した委員とみなす。

付 則（平成30年3月5日目区ス第3775号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年4月25日目区ス第451号）

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

付 則（令和5年3月15日目区ス第3147号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月29日目区ス第20317号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年4月1日目区ス第11号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。